

北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議
(第 5 9 回)

議 事 録

日 時：2023年7月26日（水）午後2時開会
場 所：P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局・久保課長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第59回北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中、円卓会議にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課の水・大気担当課長をさせていただいております久保と申します。

この4月からPCBの担当をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、出席委員のご報告をさせていただきます。

本日は、室村委員からご欠席というご連絡を受けておまして、現在14名の委員にご出席いただいております。

なお、時田委員につきましては、所用により1時間程度で退席とお伺いしておりますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本日のスケジュールでございます。

本日は、委員改選後の初めての開催となりますことから、初めに、委員の皆様をご紹介いたしまして、本会議の概要についてご説明させていただきます。続きまして、座長、副座長の選出を行っていただいた後に、座長により議事を進めていただきたいと思いますと考えております。

会議は、おおむね2時間程度を予定しておまして、16時には閉会したいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

なお、本会議では、議事録を作成しまして公表しております。ご発言の際には、マイクを使用させていただくようお願い申し上げます。

資料は、お手元に配付させていただいております。次第に配付資料の一覧を記載させていただいておりますので、不足している資料等がありましたら、随時、事務局までお知らせください。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

【事務局・竹澤局長】

皆様、こんにちは。

北海道環境生活部環境保全局長の竹澤と申します。

委員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この円卓会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、この円卓会議は、北海道PCB廃棄物処理事業を監視するために設置されたもので、委員の皆様の任期は2年となっております。

この春に改めてここにいる皆様に委員を委嘱させていただいたところをごさいます、本事業に関しますご指導、ご助言につきまして、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

北海道事業につきましては、3月末で変圧器等の計画的処理完了期限を迎えまして、前回会議におきまして、J E S C Oから今後の長期処理の見通しなどについてご説明をいただいたところをごさいます。

本日の会議では、定例議事でございます北海道事業の進捗状況などの報告に加えまして、これまで円卓会議や前回の会議において課題となっていた事項への対応などにつきましてご説明させていただく予定でございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・久保課長】

続きまして、本日、オブザーバーとして出席していただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の松田様よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

【環境省・松田課長】

皆様、こんにちは。

環境省の廃棄物規制課長の松田でございます。

委員の皆様、それから、北海道、室蘭市の皆様におかれましては、J E S C OのPCB廃棄物処理事業について、日頃から多大なご指導とご協力を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

J E S C O北海道事業所におけるPCBの廃棄物処理につきましては、着実に進捗しております、本日は、その進捗状況についてJ E S C Oから説明をさせていただきます。

環境省としては、引き続き、関係者の皆様と連携いたしまして、PCB廃棄物の処理が一日も早く進むようにしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

本日の会議では、皆様からご意見を賜りまして、北海道PCB処理事業所の安全確保のさらなる発展、また、早期処理の推進につなげていきたいと考えておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

【事務局・久保課長】

ありがとうございました。

それでは、ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お配りしている資料の3枚目、資料1-2をご覧ください。

この円卓会議は、学識経験者、各種団体が推薦する方、公募委員で構成する15名の委

員をもって組織することとされております。

資料1－2の委員名簿を順に読み上げる形でご紹介させていただきますので、委員の皆様におかれましては、ご着席のまま会釈などをしていただければ幸いです。

まずは、学識経験者といたしまして、室蘭工業大学の船水委員、同じく室蘭工業大学の吉田委員、北海道大学の池田委員です。

次に、各種団体が推薦する方としまして、PCB処理の安全性を考える会の河野委員、室蘭商工会議所の久保委員、室蘭市町内会連合会の小林委員、室蘭市女性団体連絡協議会の時田委員、環境ネットむろらんの西畑委員、特定非営利活動法人室蘭地域再生工場の藤当委員、また、本日ご欠席なのですけれども、室蘭漁業協働組合の室村委員です。

次に、公募委員といたしまして、金濱委員です。金濱委員は今回からの新任の委員でございます。続きまして、橋本委員、村上委員、山口委員、山本委員です。

以上の15名の方が委員となっております。どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

【事務局・久保課長】

続きまして、議事(1)に入らせていただきます。

まず、今期より初めて委員を努めていただく方もいらっしゃいますから、まず、円卓会議の概要につきまして、会議の設置要領をもってご説明させていただきたいと思っております。

資料1－1をご覧ください。名簿の1枚前の資料となります。

こちらが北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議の設置要領になっておりまして、まず、第1条でございます。

先ほど竹澤からもご説明したとおり、本会議は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、いわゆるJESCOが室蘭市において行うPCB廃棄物の処理事業を監視するために設置されたものでございます。

その監視事項は、第2条の(1)から(6)にありますとおり、施設の整備に関する事項、同じくして操業に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬及び運行管理に関する事項、環境モニタリングに関する事項、情報公開に関する事項で、それ以外の安全確保及び生活環境の保全に関する事項が所掌事務とされております。

第3条に委員に関することが書かれておりますけれども、委員の構成につきましては、先ほどご説明したとおり、学識経験者、各種団体から推薦する者、公募委員という形で構成されております。

後ほど、第4条に基づきまして、座長の選出をお願いする予定としております。

会議につきましては、第5条にありますとおり、北海道が招集しまして、第6条に基づき、近隣市町村である伊達市様と登別市様にもご出席いただいているほか、第7条に基づきまして、JESCOや環境省の皆様にもオブザーバーとしてご参加いただいております。

裏面に参りまして、第8条以降には、活動状況の公開や、立入り、書類の閲覧、意見提出といった規定を設けてございます。

資料1-1の設置要領についての説明は以上でございます。

ご不明な点等はございませんでしょうか。

(特に発言する者なし)

【事務局・久保課長】

続きまして、議事を進行していただきます座長と副座長の選出を行いたいと思います。

ただいまご説明いたしました設置要領の第4条第1項の規定に基づきまして、座長につきましては委員の互選により選出するという事になっております。

委員の選出につきまして、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山本委員、お願いします。

【山本委員】

大変僭越でございますが、私が今までの経緯を伺いましたときに、室蘭工業大学の船水先生に引き続きお願いするというのが一番よろしいのではないかと思います。僭越でございますけれども、ご審議のほど、お願いしたいと存じます。

【事務局・久保課長】

ありがとうございます。

ただいま、山本委員から船水委員を座長としてご推薦いただきましたけれども、ほかの委員の皆様はいかがででしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【事務局・久保課長】

それでは、皆さん異議がないということですので、船水委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【船水座長】

ありがとうございます。お受けいたします。

これまでどおりということでお許しいただければ、皆さんの意見をこの場できちんと出していけるような会にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

【事務局・久保課長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、副座長の選任を行います。

副座長につきましては座長が指名するということになっておりますが、船水座長、いかがでしょうか。

【船水座長】

もし皆さんにお認めいただけるようでしたら、吉田委員にお願いしたいと思っております。

【事務局・久保課長】

吉田委員、いかがでしょうか。

【吉田副座長】

お引き受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局・久保課長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、座長、副座長が選任されましたので、ここからの進行につきましては船水座長にお願いしたいと思います。

船水座長、どうぞよろしくお願いいたします。

【船水座長】

よろしくお願いいたします。

議事（２）第５８回監視円卓会議議事録についてです。

これは、今日初めての方には難しいかもしれませんが、前まで委員を経験していただいている方から何かご意見がありましたらお願いします。

【〇〇委員】

意見ではないですが、議事録の３７ページの真ん中よりちょっと上のところで、恐らく私の発言が悪かったのでこういう書き方になったのだと思うのですが、「私どもも出したし、ほかのいろいろな団体が道に対して情報公開を求めたら、全部、不存在できたのです。不十分ですけれども」の行の次に、「何もないのに、知事が、室蘭市長が言い切ったから私も」と書いてあります。「言い切った」というのは、私の発語の問題だと思いますけれども、「いいと言ったので、私も」と直していただければと思います。

「市長がいいと言ったので私も」と、これは知事の考え方を私が表現したことで、ある

意味ではこの発言は大事な肝になる部分だったので、はっきり記憶があって、こちらの記録でもそうだったということで、訂正していただければと思います。

【船水座長】

分かりました。ここは〇〇委員のご発言ですね。

それでは、確認しましょう。

37ページの上から3段落目の「私どもが」と始まる段落の後ろのほうで、「知事が」の後の……

【〇〇委員】

「室蘭市長がいいと言ったので、私も」です。

【船水座長】

「よいと言ったので」でもいいですか。

【〇〇委員】

そういうことです。そういう趣旨の発言を私はしたのです。

【事務局・南部主査】

事務局でございます。

今、〇〇委員からご指摘いただいた「言い切ったから」のところを「よいと言ったので」という形に修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。ご指摘ありがとうございます。

【船水座長】

ほかに何かお気づきの点がございましたら発言をいただけますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、ただいまいただいた意見を踏まえて、事務局に修正していただきたいと思えます。

私が内容を確認しますので、その上でこの会議として了承するということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(特に異議を唱える者なし)

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、議事（２）の議事録の件はこれで終わりにしたいと思います。

続いて、議事（３）北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等についてでございます。

最初に、JESCOから説明をよろしくお願いいたします。

【JESCO・山本取締役】

資料のご説明に入ります前に、一言、ご挨拶申し上げます。

私は、先月の株主総会におきましてPCB処理の担当の取締役役に就任いたしました山本と申します。皆さん、どうぞよろしくようお願いいたします。

今日、監視円卓会議の委員の皆様方には、日頃から我が社の北海道事業につきまして大変なご理解、ご指導をいただいておりますことにまずは御礼申し上げたいと思います。

それから、事務局を努めておられます北海道庁、室蘭市の皆様方にも大変お世話になっておりますし、あわせて、担当官庁であります環境省からのいろいろなご指導に対しましても御礼申し上げたいと思います。

PCB処理事業は、地元の皆様方のご理解、ご協力をいただきましてこれまで進めてまいりまして、いよいよPCB処理の終了に近づいてきております。処理完了に向けて、一日も早く安全確実に処理が進むように、北海道事業所、それから、本社を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、委員の皆様方には変わらぬご指導をよろしくようお願いいたします。

【JESCO・松本所長】

JESCO北海道事業所の松本でございます。

それではまず、JESCOから資料3-1から3-4まで説明させていただきます。

お手元の資料の3-1をご確認ください。

JESCOにおけるPCB廃棄物処理事業の現況でございます。

全国5か所の事業所の情報について整理してございます。

毎回この資料を提出しております。追記があった場合のみ説明させていただいておりますが、今回、追記がありますので、説明いたします。

おめくりいただきまして2ページ目、②豊田事業の一番最後の令和5年3月31日のところと、その下の③東京事業の同じく一番下の令和5年3月31日のところ、それから、右側の3ページの⑤北海道事業においても令和5年3月31日のところに、計画的処理完了期限、処分期間という定められた時期が来ましたので、その旨を追記しております。

資料3-1は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-2をご確認ください。

北海道事業の進捗状況になります。

こちらにも、新たに追記されたところのみの説明とさせていただきます。

最後の9ページ目をご確認ください。

令和5年の最後の2行になります。5月18日、6月22日に訓練を実施しておりますので、その内容を追記しております。

資料3-2は以上になります。

続きまして、資料3-3の稼働状況です。

1ページ目は、当初施設の受入れ状況の表になります。

おめくりいただきまして、2ページ目の当初施設の処理状況の表です。

前回の円卓会議でもご説明いたしました、トランス、コンデンサーの処理台数も残りが非常に少なくなってきておりまして、下のほうに令和5年度の4月、5月の数字を記載してございますけれども、これまでに比べると処理実績としては数字がかなり減っている状況でございます。

表の一番したの小さな枠のところですが、進捗率は、変圧器類で99.3%、コンデンサー類で99.6%というところまで進んできております。

右側の3ページ目は、変圧器、コンデンサーのこの1年間の各月ごとの処理台数と処理重量をまとめたものでございます。

おめくりいただきまして、4ページ目は、純PCB処理量をお示した表になります。

5ページ目は、鉄、銅、アルミなどの有価物の払出し実績の表になります。

おめくりいただきまして、6ページ目が産業廃棄物の払出し実績、7ページ目がPCB濃度が5,000ppm以下の無害化認定施設への払出し実績の表になってございます。

以上が当初施設でございます。

おめくりいただきまして、8ページ目からが増設施設の関係になります。

8ページ目が受入れ実績です。

従来どおり、1都3県と分けて数字をまとめております。

右側の9ページ目が処理実績の表になります。

一番下の小さな表をご確認ください。

ここまでの進捗は、1道15県で処理量が4,495トン、進捗率が97.7%、1都3県では5,307トン、進捗率が83.4%、合わせて89.4%というところまで進んできております。

最後の10ページ目ですが、上のグラフが増設施設の1年間の各月ごとの処理重量のグラフになります。その下が増設から払い出されます産業廃棄物の実績、スラグ、固形物、それから、分離処理を行っておりますので、分離処理物をまとめております。

特に当初施設のほうは処理量が少し減ってきておりますけれども、操業は特に大きなトラブルもなく順調に処理を進めて実績を重ねてきているところでございます。

以上が資料3-3まででした。

続きまして、資料3-4になります。

【JESCO・小林課長】

JESCO安全対策課の小林です。

私から、資料3-4の説明をさせていただきます。

トラブル事象等についてです。

トラブル等に関しまして、前回の円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告いたしました公表したトラブル事象は0件という状況であります。

次に、不具合事象等の公表件数についてです。

こちらは、令和5年1月から5月に発生した不具合事象等の件数を下の表にまとめて書いております。

合計いたしますと、不具合事象に関しましては、当初施設で1月から5月間で6件、増設で7件、不具合事象未満になりますが、1月から5月の期間で当初施設は2件、増設施設は7件という状況でした。

資料3-4に関するご説明は以上となります。

【船水座長】

それでは、何かご質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

【〇〇委員】

だんだん最後の締めにかかってきた感じがするのですけれども、先日、新聞等で、小樽の機関車の保存に関して、PCBがあるから廃棄するということがありましたが、こういう状況を今まで既に把握されていたのか、また、こういう状況が今後もまだまだ出てくるのかというところが心配ですので、その辺についてご説明いただければと思います。

【事務局・南部主査】

事務局の道庁からご説明させていただきます。

小樽の件に関しましては、事前にこの件を把握していたということではなくて、JRと小樽市の博物館の間にいろいろ情報交換があった結果、調べてみたほうが良いということで見つかった案件と聞いてございます。

ほかの案件がどれくらいあるのかという話ですが、今年度に入りましても、コンデンサーについて新たに見つかりましたというものは月に数件程度のご相談がありまして、それは低濃度であったり、高濃度が見つかったりということもあるのでございますけれども、そういったものに関しましては、速やかに処理の指導をしまして、JESCOと契約を結んでいただいている状況でございます。

【〇〇委員】

ありがとうございます。

多分、ご存じではないという部分が小樽の機関車で出てきた感じではないかなと思うのです。そういう意味で、今、洗い出しをかなりの時間と労力をかけてなされていていらっしゃるのですけれども、それでもまだまだ後から見つかるものが出てくるのではないかと考えています。ですから、万が一この期間内にまた出てきた場合はどうするかということも今から事務局なり J E S C O なりで考えていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局・南部主査】

かしこまりました。ありがとうございます。

【船水座長】

ほかにいかがですか。

【〇〇委員】

今、〇〇委員が言われた意見と重なるところがあるのですけれども、今まで20年近くいろいろな発言をしていく中で、僕らは俗に分母と言っていますが、製造されたPCBと、実際に処理され終わった、あるいは処理されるであろう把握されているPCB、これはまた別な分母と僕らは言っているのですけれども、その点について、室蘭の範囲内では分からないと思うので環境省にお聞きしたいのですが、製造された、あるいは輸入されたPCBの総量と現在処理されたもの、処理される予定のものを含めて、その差をどのぐらい把握されているのでしょうか。

今の〇〇委員の心配にあるように、その差の中に実在しているものと実在していないものという問題も出てくるわけで、この間に我々はパブリックコメントも含めて提案をしてきたのですけれども、この問題はまだ基本的に解決していないという認識です。

その点で、先ほどの報告にもあったように、処理している場所はここだけになってしまったという状況も踏まえて考えたときに、これは決して他人事ではなくて、ここ自身の問題だと考えなければいけないと思うので、環境省で把握していることを報告していただけますか。

【環境省・松田課長】

今まきにご指摘のあったPCB使用製品について、最初にどれだけ製造されていて、その後、それがどれだけ処理されているかという点についてですが、我々も、使用製品が一体どれだけ製造されてきたかということについては、トランス、コンデンサーもあれば、安定器もあれば、その点について、経産省とも情報共有しながら、最初にどれだけのもの

が製造されて、その後、一部紛失しているものもあるということではあるのですが、今あるものについては、P C B特措法に基づいてしっかり届出をしていただいで、その点について、我々は、今、室蘭事業所以外の事業所でも事業終了準備期間を活用して処理を進めているところですので、それぞれのエリアでしっかり掘り起こし調査なども行って、P C B特措法に基づく登録をしっかり行った上で進捗管理をしておりますので、今お話のあったところについて漏れがないように、我々もJ E S C Oと連携しながら進捗管理にしっかり取り組んでいるところでございます。

【〇〇委員】

私としては、環境省が把握している具体的な数字を出してほしいのです。一般的な方向性の話は、今までずっと繰り返されてきましたが、もうその段階はいよいよ終わりということで、先ほどの〇〇委員のお話にもあるように、いよいよ締めていかなければならない時期に入っているのですから、曖昧な話では駄目だと思うのです。

今、製造されたものがどれだけあるかということがお言葉に出てこなかったことに僕は不安を感じるのですけれども、正確な数字を、環境省として責任を持っていかなければならないと思います。

P C B特措法ができるまでの間に事件があって、約30年近く製造が禁止されたが、使用はそのまま続けられたという経過の中で、いろいろなことが起きたと我々もある程度認識しています。

それらの問題も含めて、現時点の状況を我々にお知らせしていただきたいということを言っているのです。

【環境省・松田課長】

ご質問の趣旨がよく分かりました。

今日のところは、そのデータについて、私の手元にないものですから、また監視円卓会議の中で環境省が持っている状況について共有させていただければと思います。P C Bの製品を製造してからいろいろな経緯があって今に至るというのはまさにおっしゃるとおりだと思っていますので、次回の会議でその点について共有させていただければと思います。

【船水座長】

それでは、次回、お持ちの情報をお教えてください。

よろしゅうございますか。

【〇〇委員】

正直に言って、がっかりしています。今日の会議は、そういう意味では非常に重要な会

議だと思ふのです。ある意味、節目になる会議だと思ふのです。そのときに、実態について数字的に把握されたものを持ってきていないというのは、僕はあなた方の姿勢を疑うのです。次回の会議ではなくて、もうちょっと早く実態に合わせて手を打つべきものがあるのかないか、我々の認識としては押さえなければいけないと思っているし、今までいろいろな提案をしてきました。

掘り起こしの問題も、最初の頃は相手にされませんでした。僕らは掘り起こしの仕方や宣伝の仕方まで提案した記憶がありますけれども、そういう認識がちょっと足りないのではないですか。だから、次回ということでは遅いと思います。

【環境省・松田課長】

確かに、次回という日は大分たちますので、どのような形で委員の皆様にて情報を共有するかという点について、事務局の道庁さんと相談させていただいていただければと思います。

【船水座長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。
ほかにありませんか。

【〇〇委員】

実は、私自身、固有名詞を出すと問題があるものですから出さないのですが、直接PCBを抱えていました。処理費用に相当程度かかるものですから、どうしたらいいかと悩んでいたのですが、行政側と相談して、ようやく処理をすることができましたというお話あるところから直接聞いているのです。

例えば、病院とか、学校施設とか、かなり古くに設立した施設では、当時、実際にPCBを使っていましたし、かつ、現在も保管をしているということで、費用負担をどうしようかということだったのですが、今申し上げましたように、例えば、各自治体がかなり古くから設立をされた施設、病院、学校等、幼稚園などに出向いて行って、PCBの処理は終わっていますねということを個別に確認していかなければいけないと思います。

私は、たしか今年になってからだったと思うのですが、そういう話を聞いているのです。

そういう意味で、相手から申し出てくるのを待つだけではなくて、古くに建築した施設については、北海道事業所ですから東北を含めて全てが入るわけですから、そういったところに再度アプローチをする必要があるのではないかと感じたので、あえて発言をさせていただきました。もし見解があればお願いしたいと思います。

【船水座長】

何かコメントはありますか。

【事務局・南部主査】

まず、北海道庁の中で掘り起こし調査をどのようにやったか、簡単にご説明したいと思
います。

北海道の掘り起こし調査では、いわゆる経済センサスの民間事業所が道内に12万件ほ
どあるのですが、調査対象を絞りまして、およそ4万件にアンケートを行い、調査を行っ
ています。

その中で、PCBがあるかもしれないとか、そういった対象機器を持っているかもしれ
ないが、分からないといったところに関しましては、振興局から、順次、立入検査に行っ
て、本当にあるのかないのかを確認してきたということを、当時、掘り起こしをやり始め
たときから続けてきております。

今、委員からご説明があったとおり、それでもまだ、月に数件、出てきたという相談が
あるのですけれども、そういうところに関しては、順次、現地に振興局を向かわせて状況
を確認させていただいております。

【船水座長】

では、環境省から、全国的な動きについてお願いします。

【環境省・松田課長】

全国的な取り込みについても、今、事務局からお話を伺いましたけれども、ほかの46
都府県全てと連携して、地方環境事務所とも連携して、どこの建物にPCB廃棄物があり
そうかということも含めて掘り起こし調査を行った上で、PCB廃棄物があるかないか
ということについて、くまなく把握するように取り組んでおります。

一方で、先ほど事務局からあったような事案は全国的にあると思いますので、一件一件
丁寧に取り組んでいくというところがございます。

【〇〇委員】

先ほど申し上げましたように、結局、施設の経営がなかなか厳しいものですから、あえ
てPCB処理の負担をしてやるということになると、じゃあ、どうしたらいいかというと
ころから悩んでおられたのです。

最後は、行政と相談しながら、行政側でも何らかのバックアップをしてあげるとい
うような、本来は処理費用が決まっているわけですから、それに従わなければならないの
ですが、かなりの量がありますと、相当程度の負担増になり、なおかつ施設の運営そのもの
にも響いてくるという状況があって非常に苦慮したようですが、最終的には行政側から金
銭的な支援策を提案していただいたので処分ができましたという話を直接聞いたので、私
としては、そういう方法も今後は考えなければならないのではないかと考えております。

【船水座長】

ほかにございますか。

【〇〇委員】

一昨年、私が直接関わったのですが、かなり大きな建物を解体することになって、P C B のことについて問合せをしたら、もう処理しましたというお話だったのです。記録を見ると、確かに処理されているのです。

それは、高濃度のものは処理したのです。ところが、解体する段階になって、建物の中の点検をずっとやっていったら、まさかここにとと思われるところで機器が二つ発見されました。これは低濃度なのです。検査をしたら低濃度だったのだけれども、低濃度のものは補助制度がほとんどないので、非常に高価なのです。びっくりしました。百何十万円もかかりました。

ですから、僕らも今の〇〇先生のような話をしまして、結果として、やらざるを得ないということで、苫小牧に送って処理しました。結果としてはやったのだけれども、今のお話は本当に身にしみて感じます。

高濃度については、ある程度の補助制度があって、それも促進されたと。高濃度のものは、企業的には大きなところ、大きな工場、大きな施設ですから、発見しやすいのです。低濃度の場合は、まさかこれにP C Bが入っているとは思わなかったというものだったのです。

恐らく、これからは高濃度のものはそんなにたくさんは出てこないと思うけれども、低濃度のものはまだかなりの量が潜在しているのではないかと思います。

これを促進するために国にぜひお願いしたいのは、低濃度のものに対して、それを持っている人たちは大抵は事業活動をしていますから、事業活動に影響を与えるような金額になってしまうようでは困るわけです。そういう点では、新しい助成制度をぜひ検討していただいて、促進するようにすると、案外出てくる可能性があるのではないかと思います。

【船水座長】

参考にしてください。ありがとうございました。

ほかにありますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、次の報告を道からいただこうと思います。

【事務局・南部主査】

事務局の南部でございます。

今年度も引き続き円卓会議の事務局を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

説明の前に、先ほど、道の掘り起こし調査の件数を申し上げたのですが、安定器に係る調査に関して、掘り起こし調査の最初の調査数が4万件ほどということでした。コンデンサー等に関しましては、別途、その数がありまして、こちらについては1万件超のアンケートを送っております。

それでは、本題に入ります。

資料3-5から資料3-7ということで、定例議事でございます環境モニタリングの測定結果と立入検査の状況についてご説明します。

まず、資料3-5、令和4年度のモニタリング結果をご覧ください。

前回の会議におきまして、その時点で結果が判明しているものについてはご報告させていただいております。資料では、赤字にしていますが、それ以降に結果が判明したデータについて新たに追記させていただいております。

1 ページ目は、道と市実施の周辺地域環境のモニタリング結果でございます。2月、3月が追記したデータ、いずれの項目も環境基準値等をクリアしてございます。

2 ページ目は、JESCO実施の周辺地域環境のモニタリング結果でございます。

こちらは2月分を追記しておりますが、こちらも環境基準値等をクリアしてございます。

3 ページ目、4 ページ目は、大気、排水に係るモニタリング結果でございます。

こちらも赤字の2月のところのデータを追記しておりますが、いずれの項目も排出管理目標値をクリアしてございます。

5 ページ目には、ボイラーの排ガスや騒音、振動に係るモニタリング結果を記載してございます。

ボイラーに係る2月分のデータを追記してございますが、いずれも排出管理目標値をクリアしてございます。

最後の6 ページ目は、浄化槽に係る排水のモニタリング結果となりまして、3月のデータを追記してございますが、こちらも排出管理目標値をクリアしています。

次の資料3-6は、令和5年度分のモニタリング結果となっておりまして、資料の構成は令和4年度と同様になっています。現時点までで結果が判明している周辺環境のモニタリング結果や、施設からの排気に係るモニタリング結果を追記させていただいております。令和4年度同様、いずれも環境基準値や排出管理目標値をクリアしているところでございます。

続きまして、資料3-7の立入検査の実施状況をご覧ください。

前回は、令和5年3月10日までに実施した立入検査までご報告させていただいております。

ましたので、それ以降の立入検査についてまとめてございます。

一番上の4月6日のものは、排出源モニタリングの実施に合わせて協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を実施したものでございます。特に指摘事項はなしとなっております。

2番目の4月10日につきましては、4月9日に当初施設の廃アルカリ貯槽において、防液堤内ではあるのですが、ごく微量の廃アルカリが漏出したという事案の報告をJESCOから受けまして、現地確認を行ったものでございます。

事象発生の概要等につきましては、先ほどJESCOからもお話があった不具合事象に関する報告書に記載してございまして、委員の皆様にも毎月配付させていただいているところでございます。

立入りの当日は、道及び市から原因究明及び改善策の実施等をご指摘させていただきました。

一番下にあります5月16日の立入検査時に、通常の排出源のモニタリングの実施状況と併せて廃アルカリ貯槽の改善状況を確認しているところでございます。

3番目の4月17日の立入検査は、JESCOから特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請があったことを受けて現地確認を実施したものであり、特に指摘事項はなしとなっております。

以上、モニタリングと立入検査の概要についてご説明いたしました。

【船水座長】

ありがとうございました。
何かご質問はございますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、議事(3)を終わりにしたいと思います、よろしいでしょうか。

(特に異議を唱える者なし)

【船水座長】

それでは、議事(4)通報連絡・公表の取扱いの変更についてです。
事務局からご説明をお願いします。

【事務局・吉岡課長補佐】

事務局の吉岡と申します。

この6月から担当になっております。よろしくお願いいたします。

資料4に基づきまして説明させていただきたいと思いますが、資料4は3枚ほどございまして、1枚目は通報連絡・公表の取扱いの改訂の概要となっております。2枚目、3枚目は新旧対照表になってございまして、主に1枚目を使ってご説明させていただきます。

まず最初に、今回の改訂に至った理由ですが、少し前の話になりますけれども、令和3年にトラブル事象が続いたことがございまして、その対応の中で、連絡通報・公表基準の取扱いの解釈について、関係者間で協議、調整を行った経過がございまして、今後の扱いを明確にするため、この基準の改訂をしようとするものでございまして、大きなポイントとしては二つございまして。

まず1点目は、区分Ⅲ－1－②の対象事項についてです。

概要はこの表を見ていただきたいのですが、令和3年9月に冷水設備の冷媒ガスを回収中に回収ボンベから冷媒ガスが漏えいしたという事案がございました。

これは区分Ⅲ－1－②に該当するのですが、現在の記載は、PCB特措法によって定める有害な物質に該当しない用役の施設外への流出という表現になってございまして、流出という言葉は、通常、液体に使用する用語です。冷媒ガスは当然気体ですけれども、これが対象事項に当たるのかどうかという問題がございました。

3枚目の下にも※8として記載しておりますけれども、この用役の中には、計装空気、窒素ガスも含まれて、ガスも含まれますということになっておりますので、それを明確にするという意味で、Ⅲ－1－②の最後に「排出」という言葉を加えまして、「用役の施設外への流出・排出」と修正させていただきたいと思っております。

2点目が区分Ⅳの公表タイミングについてです。

事案の概要は表の下を見ていただければと思うのですが、これが発生したのが令和3年9月4日となっております。区分Ⅳに関しましては、平日であればその日のうちに連絡をいただくのですが、報告の時期が翌月の10日まで、公表も翌月の10日までとなっております。9月4日に発生したのものに関しては、10月10日までに報告、公表すればいいとも読めるような表記になっています。

道、市におきましては、準備ができ次第、公表するというふうにはしているわけですが、このタイミングにずれがあるということで、翌月の10日までを事象発生後と変更させていただくとともに、3枚目の下に米印をつけているのですが、※11として、道、市及びJESCOで原則公表については同時に行うと改訂させていただきたいと考えております。

その他ということで大きく三つほど書いておりますけれども、これまでの改訂履歴ごとに記載漏れがあったところがございますので、そちらを追記させていただくことと、通報連携の手段につきましては、電話をしていただいた後に、ファクス及び電子メールをいただくというふうにしてございましたけれども、「ファクス及び電子メール」というところを「ファクス又は電子メール」としてあります。今はいろいろな組織でも大体は電子メールで

やり取りをしておりますので、このような形で修正させていただきたいと思っています。

あとは、それぞれの用語の整理ということで、「施設」と「設備」ですとか、似たような言葉が混在しておりましたので、その辺を整理、修正するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

【船水座長】

今の説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、円卓会議では特段の意見がなかったということにしたいと思います。

続いて、(5) これまでの監視円卓会議での課題に対する報告等についてです。

資料が結構ありますね。4件ぐらいあると聞いておりますので、一つ一つ進めるのがいいと思っています。資料5-1から始めたいと思います。

J E S C Oから説明、報告をお願いします。

【J E S C O・小林課長】

まず、前回の報告から少し間が空きましたので、前回まで報告した内容の経緯と課題について報告いたします。

スライドのナンバー1をご確認ください。

平成21年9月に道で実施いたしました排水源モニタリングで当初施設の第1系統排気のダイオキシン類濃度が排出管理目標値と同じ0.1ナノグラムTEQ/立米ノルマルという結果が得られました。

なお、平成22年4月から令和5年3月までの期間のJ E S C O実施分の排水源モニタリングの結果ですが、PCBに関しましては、管理目標値10マイクログラム/立米ノルマルに関しまして、この期間で得られた最高の濃度が0.05マイクログラム/立米ノルマルと、ダイオキシンに関しては0.004ナノグラムTEQ/立米ノルマルという結果となっております。

0.1ナノグラムTEQ/立米ノルマルというのが平成21年9月に得られましたので、そのことに関しまして、調査をはじめ、その過程で二つの課題が浮かび上がってきております。

一つ目は、活性炭へのダイオキシン類及びPCB吸着量が上流側よりも下流側のほうが高い測定結果が得られたという逆転現象を確認いたしました。

二つ目は、活性炭への付着物として洗浄溶剤、NS230を用いていますが、そちらのほうが多く含まれていることを確認いたしました。

これら二つのことに関しましてご指摘をいただいております、一つ目は、洗浄溶剤により活性炭のPCB吸着量が低下する可能性、二つ目は、PCBが洗浄溶剤に押し出されるなど一旦吸着したPCBが脱離する可能性に関してご指摘をいただいております。

このため、実際の排ガスを用いたカラム吸着試験を実施いたしました。

この結果に関しましては、令和3年3月の第51回監視円卓会議で報告いたしております。

こちらの試験の結果としましては、PCBは、カラム上層側（約80ミリ）で吸着されていること、また、活性炭に吸着しておりましたPCB及び洗浄溶剤の脱離はほぼないことを確認いたしております。

今回の報告に関しましては、実機での吸着槽内の濃度部分につきまして測定しましたので、こちらの結果についてご報告いたします。

スライドのナンバー2に移ります。

こちらは、カラム吸着の試験から得られた結果から実機で逆転現象が見られた原因についていろいろ仮設を考えまして、このような状況ではないかということの説明したものです。

活性炭槽内部の排気に関しましては、右下の図をご覧ください。

こちらの中央から排気が入ってきまして、青い矢印のほうに分かれて流れるようになっております。よって、赤く示した活性炭表層部約80ミリのところがPCBの吸着地点ではないかと考えております。

また、その隣は、上部を拡大した図になります。

排ガスに関しましては、右側から左側に青い矢印のとおり流れると考えております。

左側に写真を載せておりますけれども、活性炭をサンプリングするとき蓋を開けたときの状況を示したものです。

こちらの写真を見ていただきますと、中央の右図拡大と書いてある図になりますが、こちらのように、上流側のほうが下流側に膨らんでいる形になっているのが分かるかと思えます。

なぜこのようなことになったかということですが、上下方向の活性炭の粗密度合いの差により上層部に一部偏流が生じまして、活性炭が下流側に堆積したと考えております。

また、PCBが吸着しておりました活性炭は右図の赤い箇所のような分布になっていたと考えております。

過去のサンプリングに関しましては、右図拡大と書いてあるところですが、点線で囲まれた部分の箇所からサンプリングを行いまして、上下混合しておりました。例えば、①のところだと、①、その下の③からサンプリングして上下混合していたという状況でサンプリングをしております。

このようなサンプリングを行いましたため、測定値上から逆転現象が生じたように見られているのではないかと考えております。ちょうど赤いところにPCBがありますので、

①、③の上流側ですと、サンプリングできなかつた可能性もあるのかなと考えております。

次に、スライドのナンバー3に移ります。

こちらは、先ほどの仮説の検証のために行った実機での試験の詳細となります。

この試験では、実機からの活性炭のサンプリングの位置に関して、赤い丸のところから行うようにしております。

特に、サンプリングの位置に関して留意しながらサンプリングを行いました。具体的に申しますと、表層部と下層部の活性炭サンプルが混合しないようにすること、もう一つは、排ガスの流れに沿って吸着層内の内側、中央、外側の3か所からサンプリングすること、内側は先ほどの排気の上流側になりますが、こちらは壁面から80ミリ以内の範囲、先ほどの図の赤い箇所からきちんとサンプリングできることに留意して行っております。

スライドのナンバー4からナンバー6には、そのような注意を行いましてサンプリングした測定結果について記載しております。

なお、活性炭槽に関しましては、2層が直列につながっており、上流側がA槽、下流側がB槽という構成になっております。

スライドのナンバー4に移ります。

こちらは、A槽、上流側の槽になります。

洗浄溶剤の分布となります。

グラフからは、表層部で上流から下流側ともに同程度の吸着が見られております。下層側に関しましては、上流側のほうが高い濃度でしたが、下流側では洗浄溶剤の吸着はほとんど見られませんでした。

次に、スライドのナンバー5に移ります。

こちらは、A槽でのPCBの分布となります。

表層部では、上流側のPCB濃度が高く、下流側では低い結果となっております。下層部におきましても、上流側は高く、下流側は低いという同様の傾向を示しました。

スライドのナンバー6に移ります。

こちらは、下流に設置しましたB槽での結果になります。

下流側の活性炭、洗浄溶剤とPCBの濃度分布になりますが、どちらの物質でも吸着量に大きな差はなく、全てのサンプリング位置で低い濃度となっております。

スライドのナンバー4からナンバー6の結果からはPCBの逆転現象は認められませんでした。

スライドのナンバー7に移ります。

こちらの写真は、先ほどの図または写真のように、上層部の偏流により活性炭が下層部のほうに堆積する現象が一部認められましたので、そちらの現象を防止するため、活性炭槽内に邪魔板というものを設置しております。

右の図の青いものが邪魔板になります。上流部と中央部に設置いたしました。

設置状況に関しては、写真のとおりとなっております。

こちらの結果ですが、スライドのナンバー8からナンバー9に結果を載せております。
邪魔板の有無による洗浄溶剤とPCBの分布ですが、こちらは邪魔板の有無で濃度分布の状況に変化は認められないという結果となっております。

スライドのナンバー10に、これまでの結果に基づきますまとめを載せております。

結論としましては、過去に観察された逆転現象は、活性炭の吸着特性、クロマト効果によるものではなく、装置の特性、上下方向の活性炭の疎密差による活性炭の吹き寄せによるものと考えております。

このため、今後の対策としましては、排ガスモニタリングの強化をいたします。

具体的には、吸着槽の上流側、2槽の中間地点、吸着槽の下流側で毎月測定いたします。
現在、既に実施しております。

また、排ガスモニタリングに応じまして、早期の活性炭交換を行います。

2槽の中間点で、PCB濃度に加えまして、洗浄溶剤につきまして、濃度が上昇し始めた場合には活性炭を交換いたします。現在、既に実施中です。

また、定期点検時の吹き寄せ状況の確認と活性炭補充を行います。現在、こちらに関しましても既に実施中です。

以上を最終的な対応として行っていきます。

資料5-1のご説明を終わります。

【船水座長】

今の説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

【〇〇委員】

報告はよく分かりました。原因も分かりましたし、問題はないと思いますが、問題が起こってから随分時間がかかりましたね。

一番最初は偏流がないということだったので、私はそれを信じていたのです。しかし、こういう状況だったことが分かったのですね。

これは、毎回変えるときに、おかしな吹き寄せがあるということは分かったはずなのですが、それが分からなかったというのが解せないです。それをやっている人が、これは変ではないかという問題点をなぜ考えなかったのか、しみじみ何をしているのかなという感じがしますね。

これは、簡単に言えば偏流がごちゃごちゃになっていることから起こっているわけで、そこさえきちんとすれば問題ないということで、結論が非常に分かりやすかったです。

【船水座長】

ほかに何かございますか。

【吉田副座長】

私も、〇〇委員がおっしゃったとおり、全体的なまとめはよく分かったのですが、1枚目のスライドのところに偏流というお話があったので、②のところは赤くなって、その吸着量が多く見えます。

一応、確認のため、吸着量に対して一般的な交換頻度のスパンは、吸着量が100だとすると大体どのくらいの吸着量で安全に吸着できることが確認されていますか。

【JESCO】

活性炭そのものの分析結果は、今までもこの場で、過去、時間は空きましたけれども、ご報告しておりますが、飽和量が大体50万ミリグラム／キログラムという数字に対して、実際に交換した分析結果は多くても100ミリグラムという程度ですので、オーダーで言うと四つぐらい下という状況です。

活性炭の交換基準に関しては、以前も申し上げておりますが、それ以外の指標、アセトンの吸着能も指標としておりまして、活性炭のPCB濃度が完全に飽和状態になったという事例は今までに一回もございません。

【船水座長】

ほかにありますか。

私から確認ですけれども、今、偏流が起きないに邪魔板は設置されていますか。

【JESCO】

つけております。

【船水座長】

上の空間の部分にガスがなるべく行かないように、充填をきっちりしていただくということが重要だと思いますので、点検の中に今の点も含めておいていただくとありがたいです。つまり、性能としての排ガス濃度の件はご指摘のとおりで、まとめに書いてあるとおりだと思いますが、施設のチェックとして、活性炭槽の上に空間があると、そこをどうしてもショートカットしがちなもので、そこを防ぐ努力をするということでした。そのほうが交換の頻度も下がるので、よろしく願いいたします。

【JESCO】

承知いたしました。

【船水座長】

よろしければ、二つ目に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(特に異議を唱える者なし)

【船水座長】

それでは次に、資料5-2の水銀の再測定に関することです。
これも、JESCOからご説明をよろしくお願いいたします。

【JESCO】

資料5-2につきましてご説明いたします。
前回までの報告の概要になります。

前回、第58回の際に令和5年2月、1系プラズマ溶融分解炉での定期モニタリングにおきまして、測定結果が55マイクログラム/立米ノルマル、排出管理目標値が50マイクログラム/立米ノルマルという状況でありましたので、環境省通知に基づき評価を行った結果が47.5マイクログラム/立米ノルマルでありまして、基準超過にはならないが、高い測定値が得られております。

こちらの応急措置として、C/D槽に切り替えて排気中の水銀濃度が十分に低くなったことを確認したというところまでご報告させていただきました。

今回は、原因調査のため、各種測定を実施しております。

こちらの結果についてご報告いたします。

資料5-2-1にまとめてありますので、ご確認ください。

まず、原因調査として、各排気処理設備中の水銀濃度について調査しております。

下のほうにある青枠が排気測定を行ったもののまとめになります。

装置に青丸がついておりますが、そこで測定いたしております。

測定した結果は、各溶融処理時とバーナーホールド時の2回行いまして、それぞれの結果を載せております。

こちらの結果ですが、大きな差はないと考えております。

次に行いました調査は、各処理設備の中に残っている固形分に含まれている水銀の濃度について調査しております。

こちらの結果ですが、上の四角いオレンジの枠がこちらの結果をまとめたものです。

こちらは矢印で指しているところから採取した水銀の濃度を記載しております。

こちらの結果ですが、SN活性炭槽A/Bと書いてあるところ、こちらは平均で301ミリグラム/キログラムと、ほかの固形分比べて高い濃度が得られております。

ちなみに、新品のSN活性炭は0.1ミリグラム/キログラム未満という測定結果が得られております。

以上の結果から、発生原因におきましては、1系炉排気中に含まれていた水銀がSN活性炭素A/B内に長年にわたり蓄積され、その蓄積レベルが一定以上に達したため、蓄積

されていた水銀の一部が活性炭から遊離して排気中に混入したものと推測しております。

このため、対策につきましては、緑色の吹き出しになっているところにまとめております。

まず、(1)として、搬入物管理の徹底をいたします。

具体的には、高濃度PCB廃棄物以外のもの、水銀などが混入されないよう、引き続き必要に応じ保管事業者から廃棄物情報を徴収し、その性状、由来について確認いたします。

二つ目として、前処理工程ですが、施設内で行っている前処理工程におきまして、異物混入の確認を徹底いたします。

三つ目として、北海道から関係縣市へ保管事業者に対する周知、指導ができないかどうか、北海道と協議させていただいております。

(2)は、排気中の水銀除去の対策になります。

こちらは、まず左のほうになります。 (2) 排気中の水銀除去対策①として、吹き込み活性炭を現在使用している製品を、水銀除去能力のある活性炭を混合した製品に変更いたします。こちらは、現在準備をしている最中です。

②として、SN活性炭槽で使用中の活性炭の含有水銀濃度を定期的に測定しまして、活性炭交換基準値に達した際、速やかに活性炭の交換を行いたいと思います。

こちらは、現在、活性炭の交換基準を含めて関係者間で協議を行っている最中です。

(3)は、排気中の水銀モニタリングの強化を行います。

現在、おおむね3か月ごとに行っております排気中水銀モニタリングですが、こちらの頻度を見直しまして、水銀につきましてはおおむね1か月ごとに測定を徹底していきたいと思っております。

(4)は、表中にはないのですが、排出管理目標値を超過時の対処方法について整理して、こちらをルール化したいと考えております。

資料5-2のご説明は以上でございます。

【船水座長】

何かご質問、ご意見はありますか。

【吉田副座長】

普通のごみ処理施設でも水銀の問題があって、それが検出されると、場合によっては停止しなければいけないということで、非常にいろいろな施設が困っています。

今回の対策の中で、活性炭で十分取れるので問題はないのですが、搬入物の管理が一番ということです。高濃度PCBの今回は安定器がメインかと思うのですが、安定器だから水銀が高いというわけではないと思うのですが、JESCOで、比較的水銀が含まれやすいもの、事業者には水銀が入っている可能性が高いということでご指導される例があるか、そこだけ教えてください。

【JESCO】

水銀に何が入っているかということに関しましては、環境省のホームページで、水銀廃棄物の適正処理について新たな対応が必要になりますというリーフレットがありますので、こちらを用いながらやっていきたいと考えております。

【吉田副座長】

分かりました。ありがとうございます。

【船水座長】

ほかはいかがですか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、次の報告に移ってもいいですか。

(特に異議を唱える者なし)

【船水座長】

次は、資料5-3の環境モニタリング(PCB)の長期傾向について、事務局から報告をお願いします。

【事務局・南部主査】

事務局の南部から、資料5-3の環境モニタリング(PCB)の長期傾向についてご説明を差し上げます。

本件は、前回の監視円卓会議におきまして、〇〇委員から、施設が稼働してから全体的に環境への影響が十分小さいということを確認していただくという意味で、長期的なトレンドをお示しいただきたいとのご意見をいただきましたことから、PCBについて、これまでのモニタリングデータをグラフ化してお示しするものでございます。

当該事業につきましては、1ページにありますとおり、排出源モニタリングとして、当初施設の排気7か所、増設施設の排気4か所、排水箇所が1か所の計12か所、周辺環境モニタリングとして、JESCO周辺において5か所、室蘭市内において8か所の計13か所、合わせて25地点でのモニタリングを実施してございます。

排出源モニタリングであれば、排気について10マイクログラム/立米、排水について57ピコグラム/リットル以下という排出管理目標値が設定されておりまして、周辺環境

についても、ここにある環境基準値等が設定されてございます。

次のページをご覧ください。

裏面になりますが、環境の影響を把握するため、先ほど申し上げた排出管理目標値や環境基準との比較を行うと、実際のモニタリングはこれの100分の1以下という状態で推移していきまして、目標値の比較では非常に小さな値となります。

ここに排出源のデータについて排出管理目標値と比較したグラフを作成してみたのですが、ご覧のとおりゼロ付近にデータが集まりまして、このグラフでは長期傾向や変動の把握は困難になることから、以降のページでは、変動が把握できる範囲のグラフをお示ししています。

次のページを見ていただくと、結構変動があつて、高いところもあるのではないかと、思うところもあると思うのですが、実際に基準と比べると100分の1以下でほとんどピーク等が見えない状態にあることをご了承いただければと思っております。

3ページ目をご覧ください。

こちらは、当初施設の排気に係る排出源のモニタリング結果です。

先ほど申し上げましたとおり、排出管理目標値は10マイクログラム／立米という状況ですが、このグラフの一番上は0.07になってはいますが、100分の1で0.1なので、すけれども、それをさらに下回る範囲で推移しております。

上がJESCOの測定結果、下が道の測定結果となつてございまして、ともに平成28年頃から1系と2系、ここで言うとオレンジと水色のデータが少し低下しているのが見受けられると思います。これについては、解体エリアの改修に伴い排気が改善されたものと聞いてございます。

次の4ページ目をご覧ください。

こちらは、増設施設の排気に係る排出源のモニタリング結果となつていきまして、先ほどは100分の1だったのですが、こちらは1,000分の1以下で推移してございます。

続いて、5ページ目をご覧ください。

5ページ目は、最終放流口の排出に係るデータでして、こちらも排出管理目標値の100分の1以下の推移となつてございます。

変動はあるのですが、主に浄化槽の状態に影響を受けているものと考えているところでございます。

6ページ目をご覧ください。

ここからは、周辺環境モニタリングの結果となります。

最初のページは大気についての結果です。

こちら、管理基準値に対し100分の1以下の推移となつてございます。

大気に関しましては、特に下の北海道のデータで顕著に分かると思うのですが、夏に高くなるという季節変動が確認できていまして、こちらは気温上昇でPCBが揮発するためと考えております。

続いて、7ページ目が水質のデータになります。

ここだけ上下で縦軸の範囲が異なるのですが、上のJ E S C O実施の測定は雨水幹線排水路のデータで、下の道の測定は海域のデータとなっております。

排水路は非常に浅いため、スポット的に高い値については、排水路にたまった底質の巻き上げの影響を受けたものと考えているところでございます。

最後の8ページ目は、底質に係るデータです。

こちらは、参考として、汚染低質の除去等の基準の100分の1以下という形で推移してございます。

以上、駆け足ではございましたが、P C Bに係る環境モニタリングの長期傾向についてご説明いたしました。

【船水座長】

何かご質問はありますか。

【吉田副座長】

私がお願いしたのですが、本当に詳細なデータをありがとうございました。

今回の表を見ても、安全というのは分かるのですけれども、この施設が開所したときは環境中にP C Bが排出されるのではないかというご不安を持たれる方もいらっしゃいました。しかし、これだけ長期的に見て100分の1以下という非常に低いレベルに抑えられていることが、こういうデータを見せていただけてよく分かりました。

【船水座長】

ほかにいかがですか。

【〇〇委員】

私は知識がないので、非常に基本的な質問になると思いますが、8ページで周辺環境のところに底質という言葉が使われていますが、どこの底質を示しているのか分からないです。よく僕らで話になる底質というのは、この周辺の海の底にあるものかなと、東京湾とか幾つかの資料を見ても増えているねという話は出てくるのですけれども、これは具体的にどういうところを調査した結果なのですか。

【事務局・南部主査】

底質というのは、今、委員がおっしゃったとおり、室蘭海域S T - 4というところは、室蘭港内だったと思いますが、環境基準の測定点になりまして、その海の底にたまっている泥・砂利状のものを採取して分析しています。

【船水座長】

具体的にもうちょっとはつきり分かりますか。室蘭のS T - 4のどこですか。

【事務局・南部主査】

今すぐには示せません。

【〇〇委員】

今日は漁業組合の組合長がいらっしゃらないので、詳しい話はお聞きできないのですが、室蘭港は実質的に禁漁地域なのです。漁協が権利を放棄してしまっている地域なのです。

したがって、参考値としてはいいのですけれども、僕らからすれば、我々がふだん食べているものが取れている地域の底質を調べてくれたらなるほどとなるけれども、室蘭港で生きているものは我々の口には入らないです。漁協が放棄しているのです。

ですから、実感的にはぴんとこないところがあるので、僕の考えとしては、室蘭港は工場からの排出も含めて参考にはなるとは思いますけれども、我々の生活に関係のある、実際に魚を取ったり貝を取ったりしている海域での底質調査もぜひやってほしいなと思います。

【〇〇委員】

この測定はどこがやっているのですか。道でやっているわけですか。

【事務局・南部主査】

測定に関しましては、J E S C Oの実施分と北海道庁の実施分に分かれておりまして、北海道庁での測定は北海道立総合研究機構にお願いしてございます。

【〇〇委員】

以前からずっとやっているわけですね。

【事務局・南部主査】

さようでございます。

【〇〇委員】

今は何か所くらいやっているのですか。

私も正確に覚えていないのですが、昔、調べたことがあります。

ステーション4は、ちょっと沖のほうです。近くというわけでもないけれども、まあまあ、この辺りだったらいいだろうなと思うようなところですよ。

【事務局・南部主査】

ありがとうございます。

私も今、手元の資料で確認しましたが、ST-4は、日鉄セメントのちょっと先ぐらいにある、室蘭港の真ん中辺りのポイントになります。

【〇〇委員】

そうだったと思います。

これは、今でもやっているのですか。

昔は道庁のデータを全部利用できたので、昔からの推移をフォローしたことがあるのですが、今でもできるのですか。

【事務局・南部主査】

いわゆるJESCOの環境モニタリングと別に北海道庁で公共用水域の測定は行っておりまして、そのデータは公表しておりますので、確認いただくことはできるかと思えます。

【船水座長】

ほかにご質問はありますか。

【〇〇委員】

1点確認ですけれども、JESCOから排出しているのは大気の方だけで、底質を調べられているというのは、もしかしたら空気の暴露が水の方に行っているかもしれないということで測定されるという理解でよろしいですか。水の方への排水はないという理解でよろしいですか。

【事務局・南部主査】

JESCOの方につきましては、工程からの排水はないのですが、浄化槽からの排水がありますので、念のためという趣旨で水質も調べているという理解です。

【〇〇委員】

確認ですが、室蘭市の件で、先ほど漁業権を放棄しているという話がありましたけれども、そうだったのかどうか確認したいです。

かつては貝類とか昆布類とか、たしか現在もやっているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

【室蘭市・関川部長】

室蘭港内につきましては、室蘭港を整備する段階で漁業権を漁業者の皆さんが放棄していただいていると認識しております。

【〇〇委員】

全域ですか。

【室蘭市・関川部長】

室蘭港内は全域です。

【船水座長】

ほかにいかがですか。

大変低い値なので、検出限界か、変動係数と言いますね。同じものを測っても実際には同じ数字がいつも出ないので、ばらつくのです。ですから、こういう低い数値をお示ししただくときは、凸凹しているのが本当に凸凹しているとは思えないかもしれない。つまり、同じところからサンプルを100個取っても、絶対に同じ数字が出ないのです。これは、測り方の問題で、しょうがないのです。それぐらいレベルが低いので、次にこういう数字を出されるときは、そういう情報も添えてください。

【事務局・南部主査】

かしこまりました。分析機関にも確認いたします。

【船水座長】

よろしくをお願いします。

よろしければ、この話題を終えたいと思います。

資料5-4の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程について、JESCOからご説明をよろしくをお願いします。

【JESCO】

資料5-4についてご説明いたします。

平成23年度の第23回、第24回の監視円卓会議でも報告しましたように、東日本大震災を踏まえまして、調査対応を行っております。施設内及び施設外の主要な貯槽、または配管部に遮断弁設置等の安全対策を講じております。

そのような対策のため、施設外への影響はないものと評価しております。

また、停電時におきましても、非常用発電機の起動により各処理装置を安全に停止させることができますので、同様に施設外への影響はないものと評価しております。

令和4年9月30日に室蘭市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されました。これに伴いまして、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程をJESCO内の北海道事業所で定めました。

こちらが資料5-4の内容となります。

地震防災規程に関しましては、既存の防災規程の別冊として作成いたしました。

トピックスとしましては、後発地震への注意等が新たな項目として追加しております。

内容に関しましては、後発地震への注意を促す情報が発信された場合に取りの防災対応に関する規程となっております。

資料5-4のご説明は以上となります。

【船水座長】

ご質問、ご意見をお願いします。

【〇〇委員】

のんびりしているなと思って見ているのですけれども、津波の高さ、震源からここまで届く時間はどのように想定してつくっているのか、教えてください。

【JESCO】

北海道太平洋沿岸における津波浸水想定公表というものが令和3年7月に行われて、北海道のホームページに載っているかと思います。

こちらの予想によりますと、当事業所周辺敷地の浸水深が1メートルから3メートル未満という想定がされています。

これによりますと、当初施設では床上1.76メートル未満、増設施設は床上1.51メートル未満の浸水深が想定されます。

施設上の対策といたしましては、PCBを扱うところの管理区域レベル3におきましては、当初施設におきましては遮蔽フードと気密扉、増設施設におきましては気密扉で遮断される構造となっております。

また、当初施設、増設施設の搬入・搬出口に関しましては、シャッターで閉鎖できるような構造としております。

それから、施設内への浸水防止のための土のうも準備させていただいております。

さらに、施設内は、先ほどご説明いたしましたように、施設内及び施設外の主要な貯槽、配管部については、遮断弁設置等の安全対策を講じています。

今後ですが、室蘭市さんにおきまして改定予定の地域防災計画等が含まれました対策につきまして検討していきたいと考えております。

【船水座長】

いかがでしょうか。

【〇〇委員】

私は、正確なことは勉強してきていないので、今のお話に対して意見は言えないのですが、最近、様似から苫小牧、登別の間でいろいろな住民の訓練が行われていますね。それだと、想定値がもっと高いのです。

3メートルというのは解せないです。帰ってからゆっくり調べたいと思いますけれども、それでいくと問題点があります。

私は、過去に室蘭市が発表した想定値が、あくまでもイタンキ側というか、太平洋側から来る波だけを想定していたので、違うのではないかと。波は、太平洋側から来て、噴火湾に入って、噴火湾の中で複雑な反応を起こして、室蘭港に来たときには何倍にもなるという地形の問題もあるから、それは検討したほうがいいと言ったことがあります。それについては、市も検討するという話でした。

私がこれを聞いていて思い出すことは、第2工場をつくるときに、非常用発電機が工場の中にありますね。いざというときには切り替えますと、その発電機がどこにあるのですかと言ったら、1階にありますという話でした。ぜひ、この機会に、どうせ建物を建てるのだから2階以上にやったらいかがですかと言ったけれども、それは実現しなかったです。

これを見ていて気がついているのは、確かに避難のことやいろいろ手順が書いてあるのだけれども、問題は、電気が遮断されたときに、本当にPCBが漏れない状態にできるかどうか、非常に大きな問題だと思います。その点はほとんど検討されていないです。

津波が来たときは、みんながその辺にいたら困るわけで、みんないないはずなのです。

津波の想定値も含めて、これはもっと検討する余地があると考えていますけれども、皆さんも意見を出してほしいと思っています。

今、地域の実感としては、もっと高いことを想定して、避難場所をどうするかという話が私の地域でさえ起こっていますので、その点はちょっと甘いのではないかと感じています。

【〇〇委員】

私も〇〇委員と認識は一緒でございます。私どもの認識だと、津波の高さが10メートル、想定される最大の死者数は一万数千名となっているかと思っています。

先端で1メートルから3メートルぐらいという想定ですが、まず、室蘭市で分かると思いますので、その辺の規模というか、実際に市民の方に公表しているわけですから、私自身、4階建てのビルを所有しているのですが、4階だと10メートルに届かない、すれすれなのです。

そういった意味で、近くの方には、もし万が一のことがあったら、4階だったらセーフ

かもしれませんということで、場合によってはお越しく下さいという話をしています。

まず、その確認が一つです。

もう一つは、避難場所ですが、どこを想定していますか。

第5条の四に、第34条による避難場所へ事業所員等を避難させることということですが、もし相当程度の波の高さということになれば、この敷地内では全く無理ではないかと思うものですから、避難場所をどういうふうに想定していらっしゃるのか、そこを教えてください。

【船水座長】

お答えいただけますか。

【JESCO】

避難場所に関しましては、訓練等で想定した場所があります。当初施設、増設施設の見学者ホールと呼ばれる場所、当初施設は2階、増設施設は3階になります。今はそちらが指定している避難場所となります。

【船水座長】

今ご質問いただいた内容にすぐにお答えいただく感じではないと思いました。それは、想定している津波の規模の話がベースにあったかと思います。ですので、この点については……

【〇〇委員】

これは室蘭市内の施設ですから、室蘭市も協力して情報を出していただきたいということと、これはもともと私が質問した事項だったものですから、私が言っている範囲であれば、相当程度困難な避難になるだろうと思います。

前回、防災対策を新たにつくっているということでしたが、詳細については次回、つまりは今日ということでお聞きしたものですから、随分違うなという認識があります。

いずれにしましても、誤差があつてはいけませんので、もう一度、きちんと確認をした上でご回答いただきたいと思います。

【船水座長】

ここではそういうふうに扱いたいと思います。

まとめていただいて、ありがとうございます。

それでは、想定レベルについて確認をいただくのと、室蘭市の想定も含めてということで、忙しいところ恐縮ですが、次の回のときにこの件についてもう一度報告いただくことでお願いします。

それでは、議題については終わりにさせていただいて、その他に移らせていただきます。
その他についても2点ほど報告があると伺っていますので、事務局からよろしくお願いいたします。

【事務局・吉岡課長補佐】

まず1点目についてでございますけれども、前回の会議におきまして、〇〇委員と〇〇委員から、施設の今後や雇用の維持についてご意見がありました。座長からも、可能な範囲で情報提供をというご指示をいただいた件です。

本日の会議の冒頭でも久保からご説明を申し上げたとおり、この監視円卓会議は、PCB廃棄物の処理事業を監視することを目的としてございます。

事業終了後の施設の有効活用や雇用の維持に関しては所掌外の情報となっておりますので、この件につきましては、当会議での議事とはいたしませんけれども、施設の有効活用につきましては、平成26年の処理期限延長等の環境省からの要請に係る受入条件の一つとされておりますので、その検討状況について、可能な範囲で環境省から情報をいただけるようお願いしてございます。よろしくお願いいたします。

【船水座長】

よろしくお願いいたします。

【環境省】

前回、ご意見がございまして、北海道事業所の在り方のようなものを検討しているのではないかというお話がありました。

前回の円卓会議では、JESCOから説明があったワーキンググループについては、JESCOの処理施設の解体撤去の方法を検討するためのものございまして、JESCOの施設の次の在り方を検討するものではないということで、この点については事実関係を報告させていただきます。

一方で、平成26年の期限期間の延長に係る室蘭市からの要請に対しては、我々も重く受け止めておりまして、その中で受入れ条件として示されたPCB事業終了後の有効活用について、北海道と室蘭市と連携して地域振興につながる有効活用策について調査検討を行うことという点については、非常に重要な事項と我々も思っております。

一方で、現時点では、まだこの場で具体的にお示しできる内容はないのですが、現在もJESCO北海道事業所の雇用状況、また、地元貢献内容などを参考にして環境省でも検討しているところでございます。

今後、具体的にできるように、我々も取り組んでいきたいと思っております。

【船水座長】

ありがとうございました。

今の説明にご質問がございましたらお願いします。

【〇〇委員】

今の課長の回答は、J E S C Oの法を変更してもやろうという意思を示したと理解すべきなのですか。私は、今のJ E S C O法の範囲では、ここで検討する余地のないものと考えています。

【環境省】

今、委員からお話があった点については、現時点でJ E S C O法の改正を要するかどうかも含めて、どのような内容で今後進めていけばいいのかということを考えていきますが、現時点では決めているものはございません。

【船水座長】

ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、この件は終わりにして、もう一つ報告があるということですので、事務局からお願いします。

【事務局・南部主査】

もう一件は、前回の会議における〇〇委員からの福島県対策地域内廃棄物の表面汚染密度の測定に関するご質問の件でございます。

本件につきましては、前回、座長から、設置要領第10条に規定しております手順を用いて、質問の趣旨を明らかにした上で回答するというプロセスを取ったかどうかというご提案をいただいております。さきに〇〇委員に事務局から趣旨確認を行いまして、質問を整理させていただき、先週の19日に、事務局立ち会いの上、環境省と、環境省にご指導いただいたJ A E Aの方と、ウェブ会議システムを用いて質疑応答をさせていただきました。

直前となったことから事前配付資料は間に合いませんでしたが、本件に関して追加資料を配付しております。

資料の最後のところの追加資料をご覧くださいと思います。

まず、1の委員からのご質問でございますが、事務局において、これまでの委員のご発

言や事務局とのやり取りに基づき、委員からのご意見を整理させていただき、これを〇〇委員にもお送りしてご確認いただき、さらに趣旨をご本人に追記していただき質問書としてございます。

2 ページ目の参考の 1 をご覧ください。

質問は二つございまして、一つ目の質問は、環境省の周辺の空間の放射線の量を測定する方法について、JAEA からどのような指導があったのかというのが本質問でありまして、委員からは、放射性物質で汚染されていないものの表面に測定装置を近づけてバックグラウンドを測定すべきではなかったか、また、測定したバックグラウンドの値を引き算すべきではなかったかといった趣旨の整理をいただいております。

二つ目の質問は、(2) にありますとおり、CPM から表面汚染密度への換算は産総研の考え方と異なるのかというものでした。

1 ページ目の資料にお戻りください。

これに対する回答ですが、これらの質問に対して、先週の 19 日にウェブ会議システムを利用してご説明させていただいております。

まず、一つ目のバックグラウンドの測定ですが、JAEA から、①対象物（コンデンサー等）の測定を行う場所で実施をすること、②何もない状態で測定をすることが原則であるというご指導がありまして、①については、JISZ 4504 に記載があり、②については、バックグラウンドの主な起源はガンマ線であることから、何もない状態で測定しても非汚染物の表面で測定しても有意な差がないためですというご説明を受けております。

また、対象物の評価について、環境省は、バックグラウンドを差し引かないという方法で実施してございますが、こちらについては、差し引かないことで安全側の評価になるので問題はないというご指導をいただいたということでした。

続いて、2 番目の質問の換算方法でございますが、こちらは、産総研と同じ式を使用しており、換算係数は異なるものの、ほぼ同じ値で問題はないということでした。

なお、バックグラウンドの何もない状態で測定するのが原則であるということに関しましては、参考 2 として、JAEA から試験的な測定結果のご提供をいただいております。

3 ページ目に参考資料 2 という資料をつけておりますので、こちらをご覧ください。

この表で、1 が検出器に何もない状態、環境省の測定方法に近い状態、2 が測定器の検出窓を非汚染物で覆った場合になりますが、測定値は、平均でいくと、1 が 32、2 が 31 となっておりまして、有意な差がないというご説明を受けております。

これは、検出器の側面にガンマ線の線源、ガンマ線が常に出てくる特殊な物質があるのですけれども、そういったものを置いた場合であっても、窓を覆っていない状態と窓を遮蔽した場合で測定値に有意な差はないというのが 3 と 4 になっております。

以上のことから、バックグラウンドの主な起源はガンマ線になるという補足説明をいただいております。

やり取りはほかにもいろいろありましたが、概要のみご説明させていただきました。

以上の説明について、〇〇委員から、こういう説明が最初はなかったですね、これまでの説明が悪かったから混乱を招いたのではないかというご指摘をいただいたところですが、今回のこの説明についてはおおむねご納得いただいたところと考えてございます。

なお、JAEAからは、環境省に対し、追加資料2ということで、環境省が行った表面汚染密度の測定方法について見解をいただいておりますので、参考までにこちらも添付させていただきます。

以上、駆け足ではございましたが、〇〇委員からのご質問に関する対応についてご説明させていただきました。

【船水座長】

ありがとうございました。

〇〇委員に直接ご説明していただき、ある程度理解いただいたということですが、コメントがありましたらお願いします。

【〇〇委員】

私が理解したのは、バックグラウンドがガンマ線を測定しているということで、非常にクリアに分かりました。

私は、ベータ線を測っているのではないかということで、それは分かったわけですが、分かたらまた困ったことが起こったのです。

今、追加資料2で、JAEAですか、宮本さんという方が出してくださったのですが、これはベータ線のことですので、ここには関係ないことです。

追加資料1と追加資料2がありますが、追加資料2はベータ線についてですから、これは今日の話ではないです。

追加資料1について、わけが分からないのは、換算方法と書いてあった回答があって、(2)換算方法とありますね。

産総研ではという文章がありまして、0.0004ベクレル/センチメートルと書いてありますね。環境省は0.00036ベクレル/センチメートルとあまり変わらないというふうに書いてあるのですよね。

10cpmでこれぐらいだったら、大体60とか、私、室蘭で測ったことがあるのですけれども、室蘭はcpmで大体10とか20ですが、福島はちょっと高いから60とか70は出ると思うのですけれども、それだったら、ベクレルでいくと、この数もよく分からないのですが、メールでもらったので来る前に知っていたのですけれども、皆さんにも届いているこの値がよく分からないです。

これは、当日、19日はこの数値は出てきませんでしたが、これで見ると、バックグラウンドが0.002ベクレル/平方センチぐらいになるのです。60から70になるとです。

ところが、私どもがもらったバックグラウンドの表は、安定器の6面を測って、そのバックグラウンドは何ほど書いてあるものが0.2ベクレル/平方センチで、桁が違うのです。そこがよく分からないのです。

60ぐらいのものは、ベータ線の変換係数でやると、ちょうどこれぐらいになります。

追加資料2に書いてあるものはベータ線の資料なので、これを当てはめたら0.2になりますけれども、ここに書いてある数値を当てはめたら0.2の3分の1ぐらいになるのです。そこら辺がよく分からないのです。

当日、この数値が出てきたら、私もいろいろ問題できたと思うのですけれども、バックグラウンドはガンマ線ということはよく分かりました。

私の知識では、ガンマ線というのはGMカウンターではほとんど測れないのです。どんな換算数を出すのか私も分かりませんが、この換算するのだったら、私の考え方と全然逆です。分かりません。バックグラウンドがガンマ線であるというのは分かりましたけれども、では、ガンマ線だったらなぜバックグラウンドが0.2ベクレル/平方センチになるかは分かりません。それだけです。

【事務局・南部主査】

ありがとうございます。

大変申し訳ないのですが、ここに書いた数字は、当日、JAEAから口頭での説明がありました。資料としてはなかったかもしれませんが、口頭であった数字を私が書き起こしたものです。今、委員から改めてご指摘をいただいた意見等に関しましては、改めて確認させていただいて、回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】

正しかったら、バックグラウンドが0.2にならないのですよ。全然ならないのです。これの100分の1ぐらいになるのです。

【事務局・南部主査】

かしこまりました。その趣旨も含めて改めて確認して、回答させていただきます。

【船水座長】

今、紙に書いてあるものを見てきちんと計算してみると、ちょっと違うということですね。

【〇〇委員】

ちょっとではなくて、2桁違うのです。

【船水座長】

相当違うというご発言をいただきました。これは委員の意見ですので、お答えをしていただく準備をしていただこうと思います。

【〇〇委員】

次でいいですよ。

【船水座長】

そういうことですので、〇〇委員にはまたご迷惑をかけるかもしれませんが、口頭でご説明いただいた部分は専門的なところも多いので、こういう計算をしてこうすると〇〇委員としてはこうだ、ただ実際に今まで見ている数値はこうだ、その換算係数というものは、こういう数字が言われているけれども、ちょっと違うと思われるというご意見の趣旨を整理していただくことをお願いしていいですか。

【事務局・南部主査】

事務局で今の委員のご発言をまとめまして、改めて確認させていただいた上で、環境省にもう一度確認してまいります。

【船水座長】

ありがとうございます。よろしくお願いします。

【〇〇委員】

今日はもう時間がないですけれども、前からずっと問題になっているのは、J E S C O のほうで4ベクレル／平方センチの汚染物であれば処理しますということをして J E S C O から回答いただいています。これは、環境省ではなくて、J E S C O 法との関係で、どういう議論をしてそういうことを言われたのか、J E S C O の議論も次にきちんと話していただきたいと思います。

もっと言うておくと、J E S C O で処分している対策地域外のもの、放射性物質汚染対処特措法にはかからないものなのです。今までは想定していないと思うのですが、どんどん持ってきて処分をしているという段階ですね。それは対策地域外のもですね。これは福島の管轄ですから、環境省は関係ないですが、その中に放射性物質も入っているというふうなことを室蘭市の方から発表があったわけです。

それは、はい、そうですかというわけにはいかないのですが、P C B 特措法との関係で、どうしてそういうものを処分しているかということは、きちんとお話をいただきたいということです。

【船水座長】

今回からの委員もおられるのですけれども、今日、一番最初にご説明があった資料1-1の設置要領の第10条に、委員の皆さんは、第2条1項に掲げる事項に関し意見を述べることができますと書いています。今、ご意見とか質問をいただいたと理解しておりますので、ここに書いていますとおり、時間のこともあるのですが、北海道に対して原則として書面により提出するものとするとなっておりますので、質問の趣旨がクリアになる意味でも書面をご用意いただくことをお許しいただければと思います。

もし今日ご発言されていない委員からも、何か質問、意見があれば、これはタイミング等を何も決めておりませんし、ご提出をいただくことは可能だと思いますので、それも併せて申し上げたいと思います。

それでは、今の報告に対してはよろしゅうございますか。

ほかの委員から何かご質問等はございますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、今日の議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(特に異議を唱える者なし)

【船水座長】

ありがとうございます。

予定の時間をオーバーしてしまったことをお許してください。

それでは、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

【事務局・久保課長】

船水座長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、限られた時間の中で貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回の監視円卓会議は11月頃に開催したいと考えております。

日程が決まりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上